

平成25年12月

学 生 各 位
(外国人留学生は除く)

学生・キャリア支援チーム

留学にともなう学生寮（国際学生宿舎、小石川寮）の
入寮可能期間に関するお知らせ

従来、国際学生宿舎および小石川寮の入寮可能期間は、最短修業年限終了月の25日まで（休学期間は算入しません。）となっています（国際学生宿舎は2年間の更新制です）。

このたび上記の規程に追加して、**3か月以上の留学期間（休学による留学は除きます。）があり、最短修業年限を超えて在学する場合は、最短修業年限終了から最大1年は入寮可能期間（入寮申請する資格がある期間）**とすることになりましたのでお知らせいたします。

入寮申請をする際、本学在学中に3か月以上の留学期間（休学による留学は除きます。）がある場合は、申請書の所定の欄にその旨を記載してください。

【※ 在寮生に関する注意事項】

在寮生で、過去に3か月以上の留学期間（休学による留学は除きます。）がある場合、入寮時の入寮許可期間が延長されることはありませんが、最短修業年限終了から最大1年は入寮申請資格がある期間となります。これにより小石川寮在寮生の場合は新規に入寮申請、国際学生宿舎在寮生の場合は更新申請することができます。

【本件問合せ先】

学生・キャリア支援チーム

TEL 03-5978-2646

MAIL gakusei@cc.ocha.ac.jp